

板橋区立生活産業融合型工場ビルの工場施設に  
付帯する施設及び設備に関する管理要綱

(目的)

第1条 この要綱は、工場施設使用者が利用する工場施設に付帯する、別表に掲げる施設及び設備（以下「付帯設備」という。）の管理運営に関し、必要な事項を定める。

(用語)

第2条 この要綱で使用する用語は、東京都板橋区産業融合型工場ビル施行規則で使用する用語の例による。

(付帯施設等の休業日)

第3条 付帯施設等の休業日は、自転車駐車を除き、12月29日から翌年の1月3日までとする。

(付帯施設等の利用時間)

第4条 付帯施設等の利用時間は、自転車駐車を除き、午前9時から午後9時までとする。

(利用料金等)

第5条 電子複写機及びシャワー室の利用は有料とする。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は所属部長が別に定める。

付則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

別表 付帯施設及び設備（第1条関係）

第一工場ビル	第二工場ビル
商談ロビー	商談会議室
小会議室	情報提供室

情報提供室	ワークステーション
ワークステーション	シャワー室
シャワー室	電子複写機
電子複写機	自転車駐車場
自転車駐車場	